

[事案 26-111] 既払込保険料返還請求

・平成 27 年 2 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反で解除となった契約について、募集人による不告知教唆があったことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 1 月、証券会社を募集代理店として医療保険を契約したが、告知義務違反により契約解除された。

しかしながら、以下のとおり、告知の際、証券会社職員（募集人）による告知妨害および不告知教唆があり、無用な保険料を払い込んだので、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 告知書は、募集人が告知内容を読み上げ、自分が「いいえ」「はい」で回答し、募集人が○印を記入する方法で行われた。

(2) ガンの罹患歴を問う項目に対して事実を述べたにもかかわらず、募集人の判断で、事実と反して「いいえ」に○印を付けられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、募集人による不適切な告知取得があったとの事実はないので、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人が過去に扱った保険契約にあたって、告知書の代筆はなかった。

(2) 申立人は、告知書を申立人自身が記入すべきであることを認識していた。

(3) 告知書のうち、申立人が自書したことを認めている性別欄の○印と、告知事項欄の○印は酷似している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、募集人によって事実と反する告知をさせられたため、既払込保険料相当額の損害が生じたことを理由に、不法行為（民法 709 条、保険業法 283 条）にもとづく損害賠償を求めているものと判断する。

2. 以下のとおり、申立人には告知義務違反があったと認められる。

(1) 申立人は告知書のガンの罹患歴を問う項目に対して「いいえ」と回答している。

(2) 申立人は平成 24 年 12 月の告知書作成より前である平成 19 年 10 月頃、病院で直腸ガンの診断を受けている。

3. 以下のとおり、募集人による告知妨害、不告知教唆があったとは認められない。

(1) 事情聴取において、申立人は告知書作成の際に募集人に直腸ガンの罹患歴を伝えたと主張する一方、募集人は申立人から直腸ガンに関することは聞いていないと供述している。

(2) 告知書作成時の申立人の記憶は必ずしも明確ではなく、調査会社に対する告知時のやり取りに関する回答も一定しない。

(3) 告知書作成時の募集人の供述に、矛盾や格別不自然な点は認められない。

4. なお、申立人の事情聴取によると、募集人の告知妨害、不告知教唆がなかったと申立人自ら認めている質問項目についても、告知義務違反が認められる。

【参考】

民法 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

保険業法 283 条（所属保険会社等の賠償責任）

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2～5 （略）